

一般廃棄物処理基本計画

概要版

平成26年3月

四国中央市

1. 策定の趣旨

ごみ問題は、私たちの生活に直結する身近な環境問題としての認識が浸透し、3Rや循環型社会という言葉も、よく聞かれるようになった。また、ごみ問題は、地球温暖化やその他の環境問題と複雑に関連していることから、低炭素社会・自然共生社会への取組との統合、地域循環圏の形成が推進されている。

国では、「三つのガイドライン（平成25年4月）」の見直しや『廃棄物処理法の基本方針』の改正（平成22年12月）等を行ってきた。また、「第3次循環型社会形成推進計画（平成25年5月）」を策定し、廃棄物の量に加えて循環の質にも着目した循環型社会の形成や国際的取り組みの推進、災害廃棄物対策について示されている。さらに、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行に伴い、「ごみ処理基本計画策定指針（平成25年6月）」を改訂した。

こうした現状の中で、四国中央市では、循環型社会の形成に向けた様々な施策に取り組んできたところである。

これらに基づき、循環型社会の形成のための施策を推進するため、「一般廃棄物処理基本計画」を策定する。

2. 計画策定の基本方針

● ごみ処理基本方針

基本方針	取り組み内容
発生抑制・再使用の推進	住民・事業者に対してごみの発生抑制・再使用に対する意識の啓発を行い、主体的協力を働きかけていく。
資源化の推進	発生したごみについては、家庭内・事業所内において再使用を図るとともに、地域団体による集団回収等の活動を推進する。 また、使用済み小型家電等の分別について周知を行い、有用金属の回収を促進する。
適正処理の推進	ごみとして排出されたものについては、四国中央市クリーンセンターにおいて減量化・資源化等の適正処理を行うとともに、これらの施設の延命化及び適正な維持管理を継続していく。

● 対象範囲

策定根拠：廃棄物処理法第6条第1項において、市町村及び一部事務組合は当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと規定されていることから、本計画を策定する。

対象地域：対象地域は四国中央市全域とする。

適用範囲：本計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物（ただし、し尿は除く）とする。

計画対象期間：計画期間…平成26年度から平成40年度

中間目標年度…平成32年度

目標年度…平成40年度

3. ごみ排出量及び処理・処分量の目標

● 本計画の目標

「第3次えひめ循環型社会形成推進計画」で定められた目標を参考に、下記の通り本計画の目標を設定する。

排出量：平成22年度を基準年度とし、平成40年度に10%削減することを目標とする。

ごみ量原単位：平成22年度を基準年度とし、平成40年度に6%削減することを目標とする。

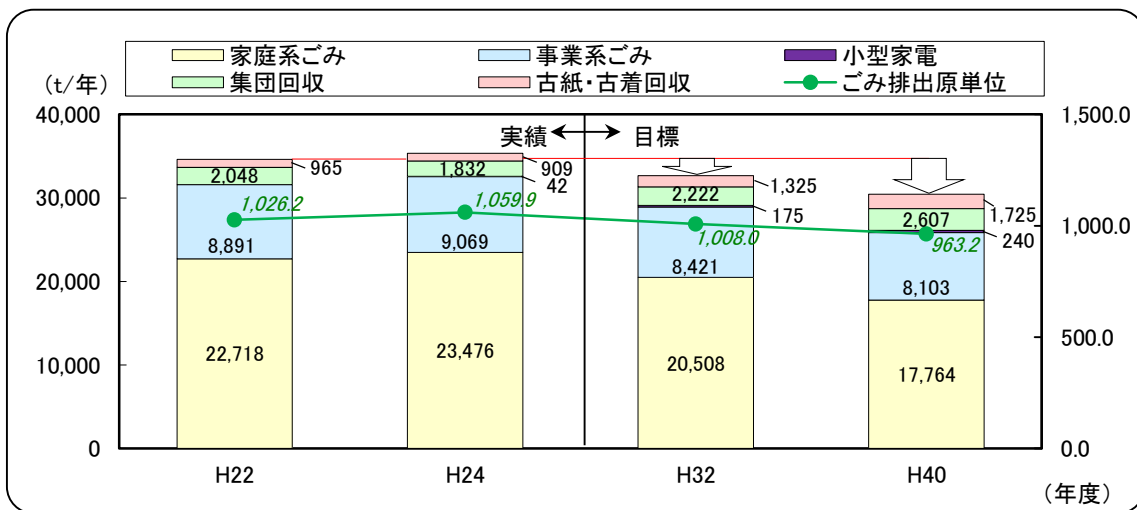
資源化率：平成40年度に20%とすることを目標とする。

最終処分量：平成22年度を基準年度とし、平成40年度に20%削減することを目標とする。

● ごみ排出量及び処理・処分量（目標達成後）

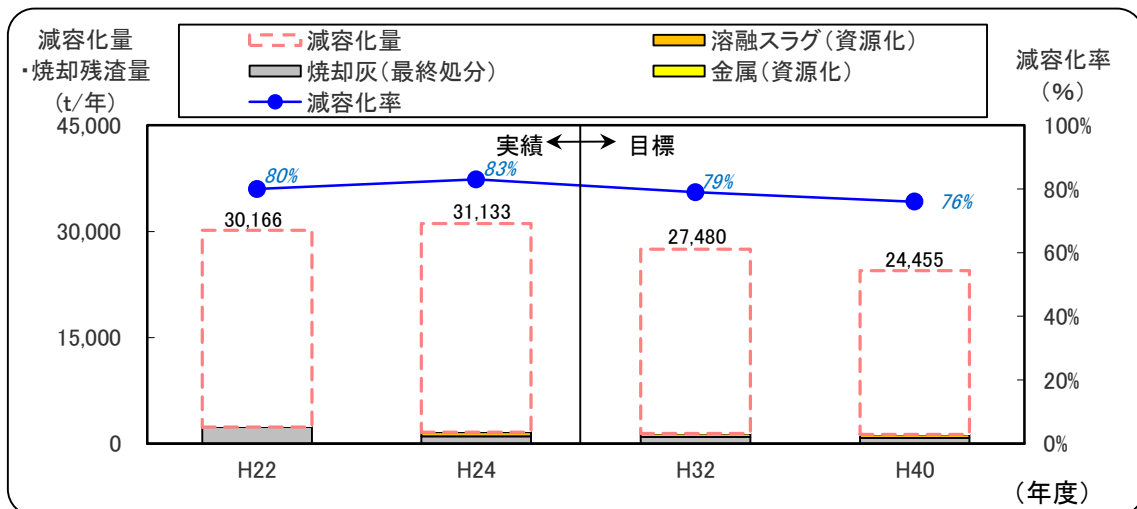
・ ごみの排出量及び原単位

全体の排出量は、平成32年度において32,651t/年、平成40年度において30,439t/年に削減する。



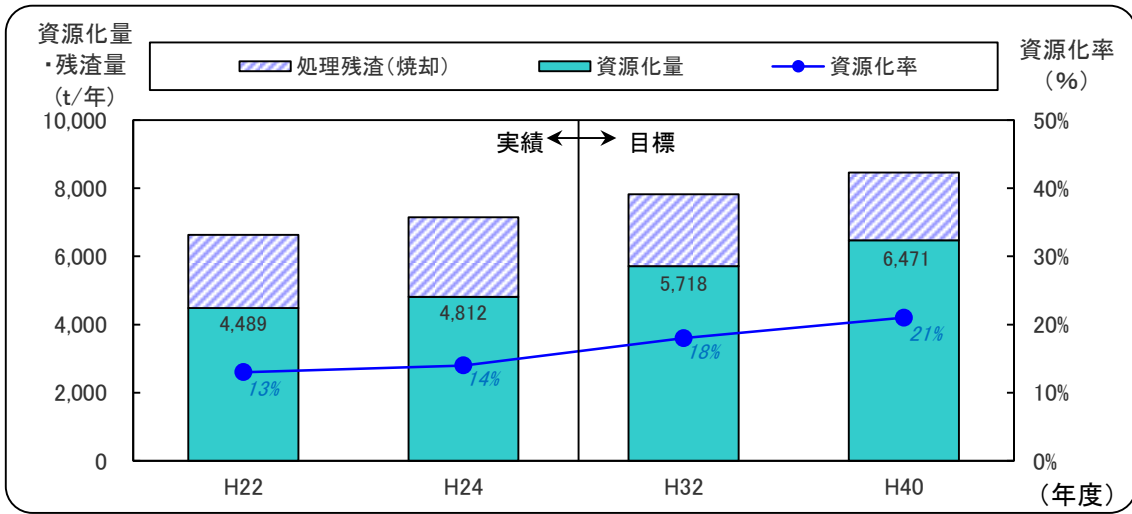
・ ごみの焼却処理量と減容量

焼却処理量は、平成32年度において27,480t/年、平成40年度において24,455t/年に削減する。



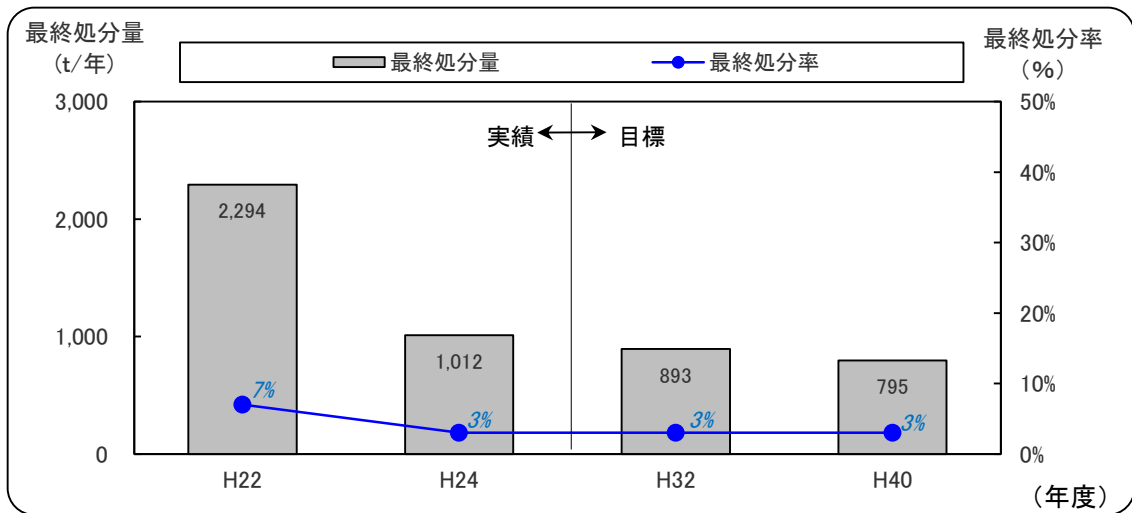
・ 資源化量

資源化量は、平成 32 年度において 5,718t/年、平成 40 年度において 6,471t/年とする。



・ 最終処分量

最終処分量は、平成 32 年度において 893t/年、平成 40 年度において 795t/年に削減する。



■ てんぷら油回収 ■

本市では、てんぷら油の回収を行っており、年間の回収量は約 6,000L にのぼる。回収されたてんぷら油はBDF（バイオディーゼル燃料）に精製され、市生活環境課所管の作業用ごみ収集車やダンプの燃料としても使用している。

使用済み天ぷら油は、捨てれば焼却処分されてしまうものであるが、BDFの原料とすれば、CO₂削減や石油資源保護に繋がる。

今後もてんぷら油回収の普及啓発や回収ボックスの充実を図り、資源化を推進していく。

4. 排出抑制及び資源化向上に向けた方策

● 市の役割

<p>施策1</p> <p>3R活動や廃棄物・リサイクル関係制度の普及啓発・検討</p>	環境保全をテーマとする記事の広報誌への掲載や意識啓発用パンフレットの発行、環境市民会議の設置による市民参加により、市民の環境意識の高揚、環境にやさしいライフスタイルの普及を図る。
	市民の環境意識の高揚のため、環境に関する講演やイベントを企画する。
	公民館、自治会、老人会、婦人会などで継続的に環境学習に取り組むためのシステムづくり及び環境学習の機会の創出に努める。
	事業者の、職場における環境教育を支援する。
	出前講座やリサイクルフェア等を通じて市民に対し、ごみ減量、資源化について啓発を実施し、また、地域における専門知識や技術を有する指導者を育成する。
	広報などにより、マイバッグ運動、リターナブルびんやリターナブル容器の使用、エコマーク商品の購入など、ごみを出さない取り組みや省資源に関わる取り組みを周知し、これらを推進する。
	生ごみを肥料化してごみを減量するため、現在実施している生ごみ処理容器の設置補助を継続し、より普及させるよう努める。
現在休止中のリサイクルの木工教室等を再開し市民参加型の3Rの促進に努める。	
<p>施策2</p> <p>分別収集の徹底、資源回収の支援、ごみ収集・処理やリサイクルの効率化</p>	市民が積極的にごみ焼却場等を見学する機会を設け、分別の重要性について啓発する。
	わかりやすいごみの分別表の作成や収集システムの検討、分別状況の公表、資源ごみの再生過程の周知、リサイクルに関する情報のPR等により、分別の必要性を市民に周知するとともに、市民には、より徹底した分別の協力を呼びかける。また、排出マナーが悪いごみの集積場所での立会い指導や地元説明会の開催など対策を実施する。
	日本を代表する紙のまちとして、古紙引取回収処理事業を発展させ、古紙の回収及び再生利用において全国のモデルとなるような取組を、市民・事業者・行政が協働してできるよう検討する。
	資源ごみ回収奨励補助事業により、資源回収協力団体をはじめ、地域における市民の自主的なリサイクル運動を育成する。
	既設のリサイクルプラザについては、資源回収、不燃物処理及びリサイクル品有効利用等のための設備を充実させ、リサイクルの推進及び市民意識の向上を図る。
	焼却施設・リサイクル施設更新に向けて、市民のさらなる分別の細分化の徹底を図る。
<p>施策3</p> <p>廃棄物適正処理の推進</p>	収集・運搬の適正化・効率化をはかるため、既存のごみ集積所の配置実態を整理し、当該地域との協議に基づき、ごみ集積場所の統合について対応し、戸別回収地域を減少させる。
	四国中央市クリーンセンターにおいて、引き続き安全で衛生的なごみ処理を進めるとともに、施設の適正な維持管理に努める。
	適正な処理・処分の体制を維持する。
	燃やさないごみ・粗大ごみの金属類の回収・資源化の推進に努める。
	クリーンセンターの施設管理受託業者に対する指導、改善提案の促進に努める。
事業系ごみの搬入時の監視体制の充実を図る。	
<p>施策4</p> <p>グリーン購入の推進、地域循環圏の構築、不法投棄防止対策</p>	事業者グリーン購入の促進、製造・販売過程で発生した廃棄物の分別・再資源化の徹底、ばら売りの推進、過剰包装の抑制等を指導し、事業活動における廃棄物の減量化を図る。
	ごみ減量化の取組を推進するため、環境優良店に対する認定制度や表彰制度を創設する。
	環境美化意識の高揚を図るための啓発活動を積極的に推進する。
	監視カメラの設置、不法投棄禁止の看板設置、投棄者への罰則強化など、不法投棄の未然防止のための措置を講じる。
「四国中央市ロハス倶楽部」等と協働して環境監視パトロールを実施し、不法投棄の防止を図る。	
<p>施策5</p> <p>直接搬入される事業系一般廃棄物の手数料の見直し</p>	現在の処理手数料が近隣市町村とのバランスを図り、処理コストに占める負担割合等が適正であるか、定期的に検証し、排出抑制及び再資源化につながるよう適正な手数料設定を検討する。
	施策6
<p>バイオマス利活用取組み</p>	バイオマスタウン構想に基づき、四国中央市クリーンセンターで処理することとしている廃棄物で有効利用できるものを抽出し、バイオマスとしての利活用に取り組む。

● 市民の役割

<p>施策1</p> <p>3R活動・環境に配慮した消費行動（環境にやさしい買い物）の実践</p>	リターナブルびんやリターナブル容器の使用、エコマーク商品の購入等を積極的に実践する。
	買い物をする場合は、できるだけ環境優良店で買う。
<p>施策2</p> <p>ごみを出さない生活スタイルへの転換</p>	マイバッグ運動によりレジ袋の排出を抑制する。
	食品は、必要なものを必要なだけ購入し、食べ残しや賞味期限が切れた食品を捨てることがないようにする。
	生ごみ処理容器で肥料化するなどで、生ごみの減量を図る。
	生ごみの排出にあたっては、極力水切りをし、生ごみ処理機等を利用して減量しごみの排出量の削減に協力する。
	工業製品等は修理して長く使用する。
<p>施策3</p> <p>ごみの分別・資源回収への協力</p>	不用品をバザーに出したり、リサイクルショップを活用するなど、リサイクルシステムの構築に協力する。
	資源ごみが無効に利用されてごみの減量に結び付くよう、定められた分別方法を遵守する。
<p>施策4</p> <p>適正排出の順守</p>	古紙の分別を徹底し、資源回収及び再生利用の取組に積極的に参加する。
	ごみを出す日、時間、ごみ出しの方法など、ごみ出しのマナーを遵守する。
	ごみステーションの清掃と管理に努める。
	現在戸別回収地域については全市で取組んでいるごみステーションの集約に協力する。
	家電リサイクル対象品目を廃棄する場合は、制度に従って排出する。
<p>施策5</p> <p>不法投棄防止への協力</p>	使用済み小型家電（パソコン含む）のクリーンセンターにおける回収に協力する。
	ごみのポイ捨て、廃家電や廃タイヤ等の不法投棄は絶対にしない。
	地域の清掃活動に積極的に参加する。
	所有地を適正に管理し、不法投棄が行われないようにする。

● 事業者の役割

<p>施策1</p> <p>拡大生産者責任の徹底</p>	製品等の製造や流通、消費の段階において、廃棄物の発生をできるだけ少なくするため、リサイクルしやすい商品の設計・技術の開発等に努める。
<p>施策2</p> <p>環境にやさしい製品やサービスの提供</p>	マイバッグ運動を推進する。
	リターナブルびんやリターナブル容器での販売、エコマーク商品の積極的な販売等、ごみの取組に協力する。
<p>施策3</p> <p>事業活動における3Rの実践</p>	ばら売りの推進、過剰包装の抑制等により、ごみの減量を推進する。
	グリーン購入の促進、製造・販売過程で発生した廃棄物の分別・再資源化の徹底、事業活動における廃棄物の減量化を図る。
	ごみ減量化の取組を推進し、環境優良店としての認定を目指す。
	事業系一般廃棄物については、古紙の分別を徹底し、古紙の回収及び再生利用の取組を積極的に行う。
	イベント等を行う際は、再使用可能な食器の利用等、会場から出る使い捨てごみ削減に努める。
	製品輸送に関する梱包材は、その使用量を極力抑制するよう梱包方法の工夫を行うとともに、生産・流通事業者の責任において、回収・再生利用の体制を整備する。
職場における環境教育を推進する。	
	事務用紙、コピー用紙、トイレトペーパーなどに再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努める。